

## 第1章 総論

### 1. 計画策定の主旨

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という。）の主旨は、次のとおりである。

**本計画は、南房総市における一般廃棄物（生活排水）処理に係る長期的視点に立った基本方針及び実施計画を明確にすることにより、自然に恵まれた南房総市の海浜及び河川の環境を保全することを目的とする。**

南房総市（以下「本市」という。）では、平成20年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、生活排水に関しては、効果的な処理を行うこととし、本市における河川、湖沼及び海浜の自然環境を保全する取り組みを行ってきた。

本市の生活排水処理率（総人口に占める生活排水処理人口の割合）は、平成25年度末で35.0%であり、毎年増加しているものの、十分な処理率とはいえない。

一方、本市は、内房地区及び外房地区に豊富な漁場を有し、漁業が盛んな地域であると共に、南房総国定公園内に位置し、美しい海岸線を持つ区域でもある。これらの資源を守るためにも今後、十分な生活排水処理を行っていくことは本市の重要な課題である。

本市における生活排水処理の主体は、合併処理浄化槽によるものであり、合併処理浄化槽から発生する汚泥は、汲取し尿及び単独処理浄化槽汚泥を含めて次の処理を行っている。

① 本市内房地区（富浦、富山、三芳地区）

鋸南地区環境衛生組合堤ヶ谷クリーンセンター（昭和62年稼動開始、処理能力50kL/日）で処理

② 本市外房地区（白浜、千倉、丸山、和田地区）

南房総市千倉衛生センター（昭和59年稼動開始、処理能力70kL/日）で処理

両施設は稼動開始後27年～30年を経過しており、老朽化が進んでいる一方、2箇所で処理することは、非効率的であるため、2施設を統合することを含めた更新が必要な時期となっている。

一方、国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

さらに、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された循環型社会形成推進基本

計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、各種の取り組みや目標等を定めている。

本市では、「南房総市総合計画」（平成 20 年 3 月策定）において、本市が目指す都市像を「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」としており、この中で自然環境の保全と共生として、河川・海岸環境の保全・整備をあげている。また、汚水処理対策の推進として合併処理浄化槽の設置促進をあげている。

このような背景から、本市では生活排水処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、本計画を策定し、水環境の保全と循環型社会の実現を目指す。

## 2. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第 6 条第 1 項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、同条第 3 項において「市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるにあたっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」としている。

さらに、廃棄物処理法では、「一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、定めるものとする。」としている。

これらの規定に基づき、本計画を策定するものである。

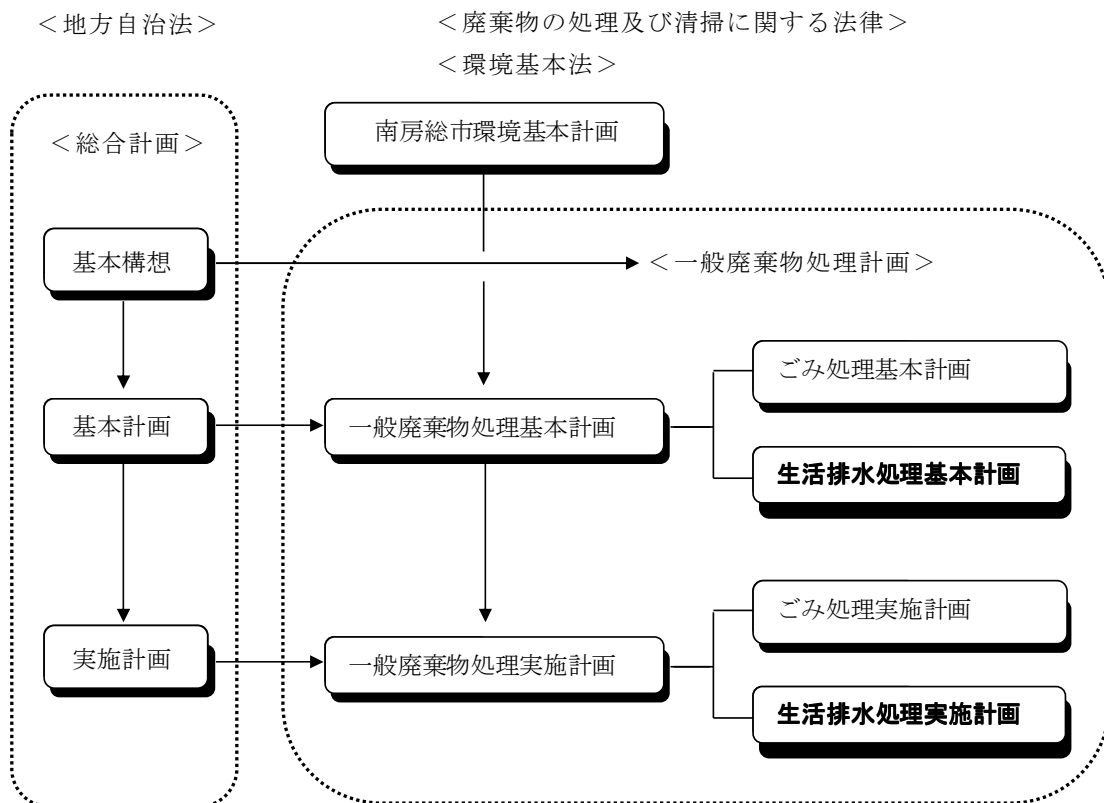


図 1-1 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置づけ

### 3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、本市全域とする。

### 4. 計画期間

生活排水処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より 10～15 年程度とされている。

したがって、本計画は平成 26 年度を初年度とし、15 年後の平成 40 年度を計画目標年度とする。

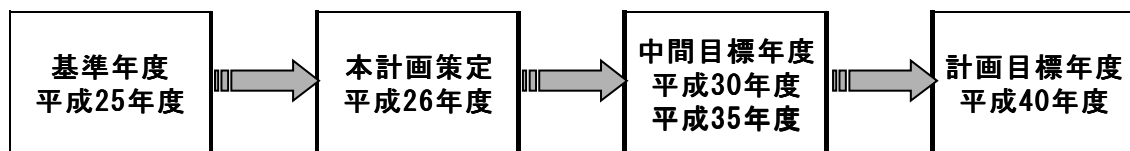
なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととする。

また、社会情勢や経済情勢並びに廃棄物に関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

### 本計画の計画目標年度

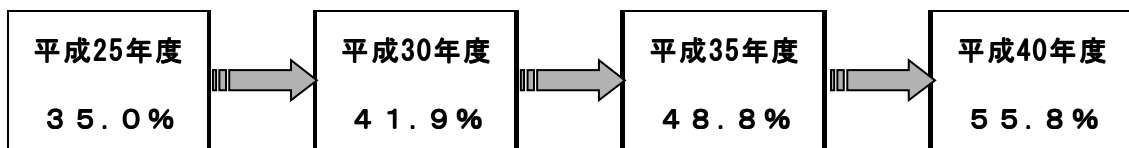
生活排水処理基本計画 平成 40 年度  
(中間目標年度 平成 30 年度及び平成 35 年度)

本計画の基準年度は、平成 25 年度とし、中間目標年度及び目標年度における計画目標数値は、平成 25 年度の値を基準として用いる。



### 5. 計画の目標

本計画の目標は、生活排水処理率を平成 40 年度で 55.8% とすることとする。



## 第2章 地域の概況

### 1. 南房総市の位置及び沿革

本市は、房総半島の南端に位置し、東は太平洋に面し、南は館山市及び太平洋に面している。西は東京湾、北は鋸南町と鴨川市に接している。

また、北側には県下最高峰の愛宕山（408m）をはじめ、富山（349m）など300メートル以上の山が連なっており、3方を海に囲まれた海岸線は、南房総国定公園に指定されている。また、首都東京から100km圏に位置し、自動車では東京まで95分、県庁所在地の千葉市までは70分程度の時間距離にある。

本市は、平成18年3月20日に安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村が、その区域をもって合併した。

気候は、沖合を流れる暖流の影響により冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候で、四季折々に咲き乱れる花々などの豊かな自然資源と、古代から近代に至る遺跡や社寺などの歴史的資源を有している。

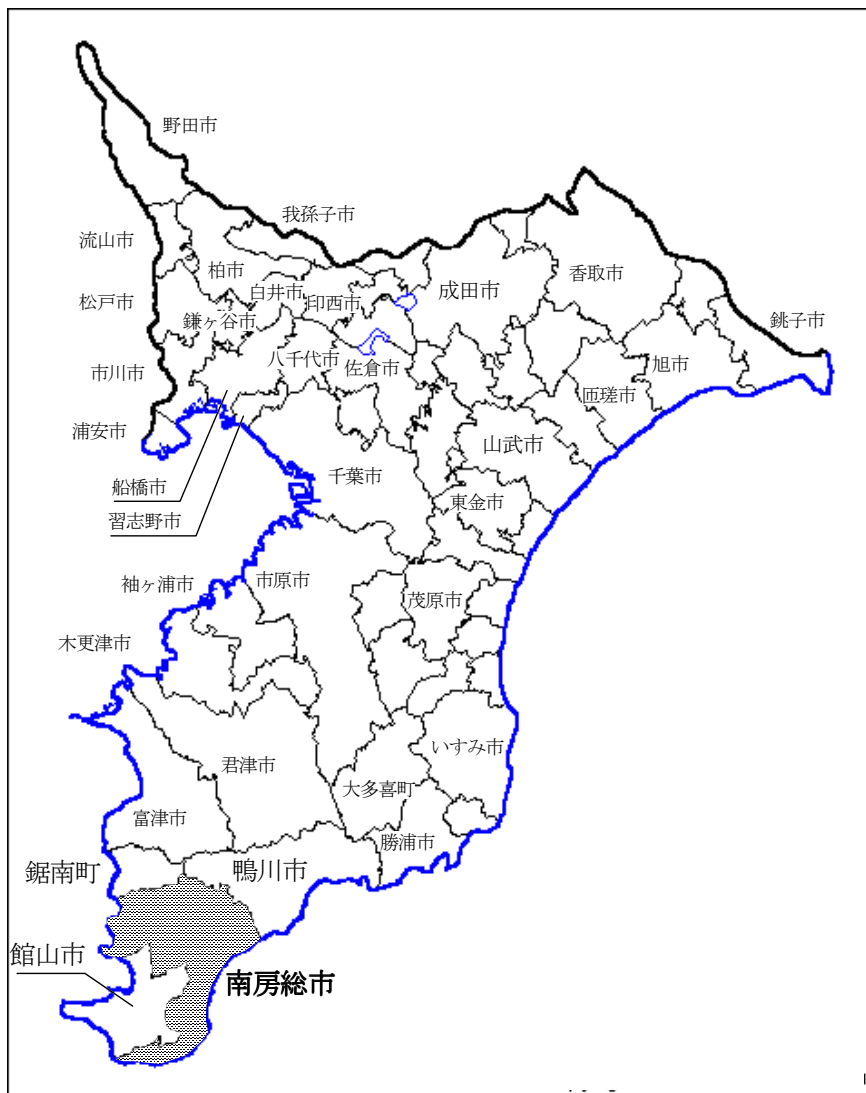


図2-1 千葉県に於ける本市の位置

本市の位置と面積を表 2-1 に示す。

表 2-1 本市の位置と面積

位 置		総面積
東 経	北 緯	k m <sup>2</sup>
139 度 50 分	35 度 2 分	230.22

(出典：南房総市資料)

## 2. 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間の人口及び世帯数の推移を表 2-2 及びグラフ 2-1 に示す。

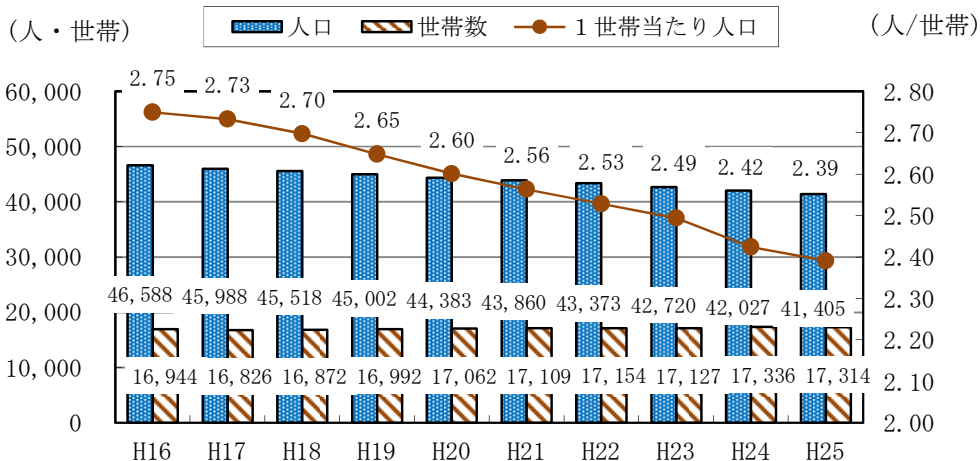
本市の人口は減少傾向にあるが、世帯数はやや増加傾向にあるため、1 世帯あたりの人口は減少しつつある。

表 2-2 人口及び世帯数の推移 (各年度 3 月 31 日人口)

	住民基本 台帳 (A)	外国人登 録人口 (B)	総人口 (A+B)	世帯数	1 世帯当 たり人口
H16 年度	46,216	372	46,588	16,944	2.75
H17 年度	45,729	259	45,988	16,826	2.73
H18 年度	45,152	366	45,518	16,872	2.70
H19 年度	44,614	388	45,002	16,992	2.65
H20 年度	43,963	420	44,383	17,062	2.60
H21 年度	43,424	436	43,860	17,109	2.56
H22 年度	42,943	430	43,373	17,154	2.53
H23 年度	42,321	399	42,720	17,127	2.49
H24 年度	41,680	347	42,027	17,336	2.42
H25 年度	41,073	332	41,405	17,314	2.39

(出典：南房総市統計書)

グラフ 2-1 人口及び世帯数の推移



### 3. 将来人口の予測

本市の将来人口の予測をトレンド法（※1）で行った。その結果を表 2-3 及びグラフ 2-2 に示す。

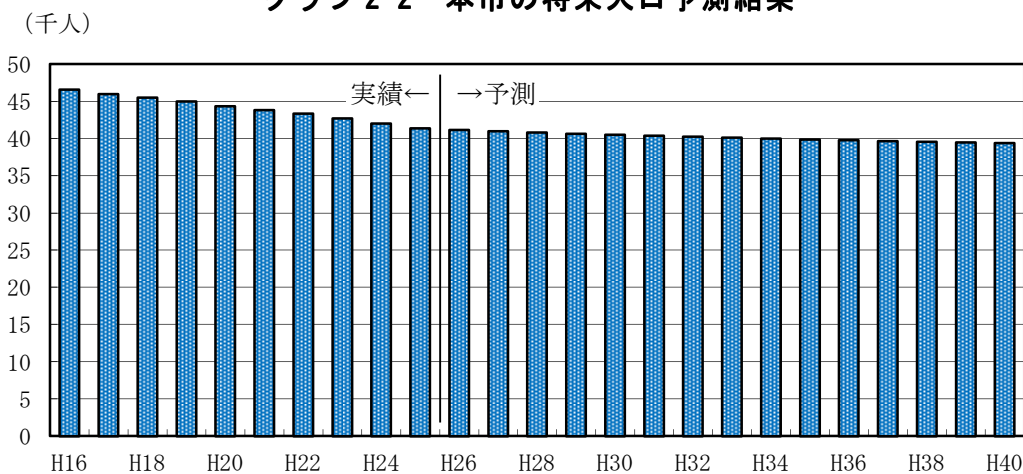
本市の人口は漸減傾向ではあるが、最近はやや落ち着いている。そのため、予測の相関係数は低いが、べき曲線の減少が、平成 26 年度から続くものとした。この結果、平成 40 年度に 39,415 人となる。

**表 2-3 将来人口予測結果** (単位：人)

実績人口				予測人口					
年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口
H16	46,588	H21	43,860	H26	41,202	H31	40,396	H36	39,804
H17	45,988	H22	43,373	H27	41,016	H32	40,265	H37	39,702
H18	45,518	H23	42,720	H28	40,844	H33	40,141	H38	39,605
H19	45,002	H24	42,027	H29	40,685	H34	40,023	H39	39,512
H20	44,383	H25	41,405	H30	40,536	H35	39,911	H40	39,415

注) 各年度 3 月 31 日現在の実績値及び予測値を示す。

**グラフ 2-2 本市の将来人口予測結果**



計画目標年度の人口は、次のとおりとし、計画収集人口も同様の人口とする。

**平成 40 年度 39,415 人 (本計画目標年度)**

(※1) トrend法とは、過去の実績から 1 次傾向線、2 次傾向線、1 次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線を用いて将来の値を予測し、相関係数が上位または、過去の傾向に最も整合した曲線を選び、その結果を予測値とする方法である。

#### 4. 産業別人口等

##### (1) 産業別人口

昭和 60 年から平成 22 年の産業別就業人口の推移を表 2-4 及びグラフ 2-3 に示す。

過去 25 年で第 1 次産業人口は 58.1%減少、第 2 次産業人口は 32.7%減少、第 3 次産業は 2.2%減少した。

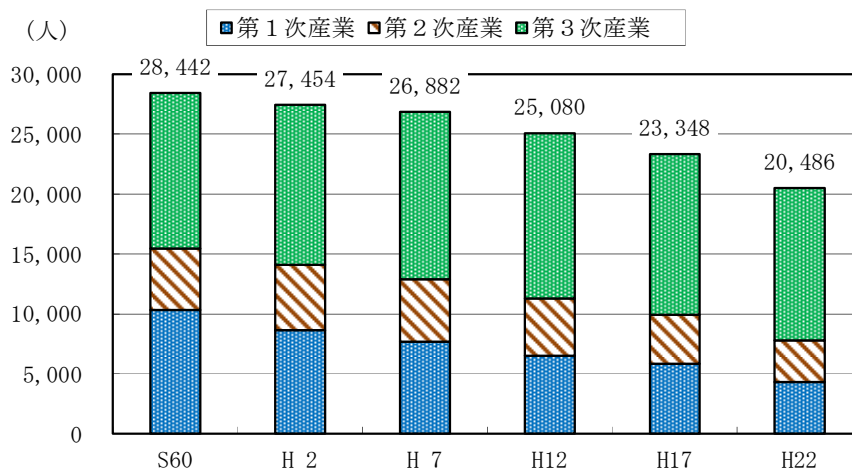
平成 22 年は第 3 次産業人口が最も多く、全体の約 62%を占めている。

**表 2-4 産業別就業人口の推移** (単位：人)

	S60	H 2	H 7	H12	H17	H22
第 1 次産業	10,327	8,645	7,669	6,509	5,838	4,332
第 2 次産業	5,139	5,445	5,237	4,780	4,076	3,459
第 3 次産業	12,976	13,364	13,976	13,791	13,434	12,695
合計	28,442	27,454	26,882	25,080	23,348	20,486

(出典：南房総市統計書)

**グラフ 2-3 産業別就業人口の推移**



##### (2) 従業者数及び事業所数

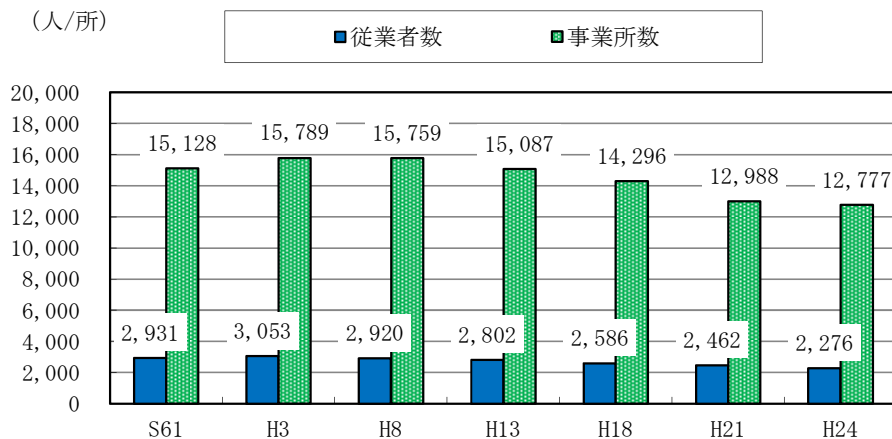
本市の従業者数及び事業所数の推移を表 2-5 及びグラフ 2-4 に示す。平成 8 年以後は、減少傾向である。

**表 2-5 従業者数及び事業者数の推移**

	S61	H3	H8	H13	H18	H21	H24
事業所数	2,931	3,053	2,920	2,802	2,586	2,462	2,276
従業者数	15,128	15,789	15,759	15,087	14,296	12,988	12,777

(出典：千葉県経済センサス)

グラフ 2-4 従業者数及び事業者数の推移



## 5. 交通

本市の主要国道は、国道 127 号、国道 128 号及び国道 410 号であり、平成 9 年に開通した東京湾アクアラインに続き、東関東自動車道館山線が平成 19 年 7 月 4 日に全線開通となり、東京圏から南房総がより身近になり、半島性の解消が期待できるようになった。また鉄道は、J R 内房線が通っており、市内には岩井駅、富浦駅、千倉駅、千歳駅、南三原駅、和田浦駅がある。



図 2-2 本市周辺の道路・鉄道



## 6. 観 光

本市には、文化財が多くまた、海岸線は南房総国立公園に位置するため、表 2-6 に示すように観光拠点も多い。さらに気候が温暖でアクアラインの開通などにより交通の便が良くなったため、年間の観光客数は、表 2-7 に示すように年間 500 万人を越えることが多い。

表 2-6 観光の拠点

名 称	所在地
とみうら枇杷倶楽部（道の駅）	南房総市富浦町青木
おおつの里花倶楽部（道の駅）	南房総市富浦町大津
富楽里とみやま（道の駅）	南房総市二部
三芳村鄙の里（道の駅）	南房総市川田
白浜野島崎（道の駅）	南房総市白浜町滝口
ちくら潮風王国（道の駅）	南房総市千倉町千田
ローズマリー公園（道の駅）	南房総市白子
和田浦WA・O！（道の駅）	南房総市和田町仁我浦

（出典：南房総市市勢要覧）

表 2-7 年間観光客数 (単位：千人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
観光客数	5,318	5,358	4,527	5,151	5,062	5,784	5,505	4,574

（出典：南房総市統計書）



図 2-3 南房総国立公園

## 7. 土地利用

平成 15 年から平成 24 年の、本市の土地利用状況を表 2-8 に示す。また、平成 24 年の土地利用状況をグラフ 2-5 に示す。なお、値は各年 1 月 1 日の値である。

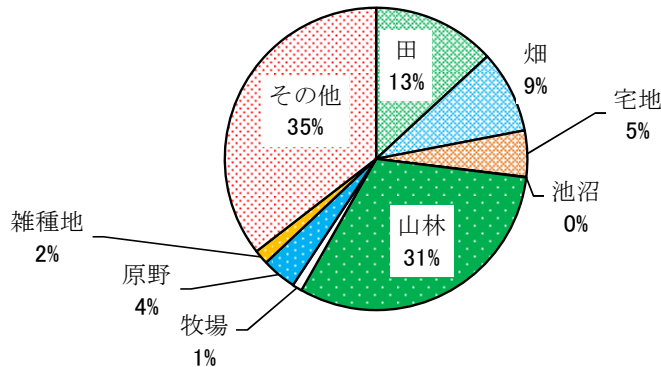
表 2-8 土地利用状況 (単位：千 m<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
H15	30,783	20,320	10,525	73	70,202	1,816	14,111	3,379	78,961	230,170
H20	30,758	20,412	10,829	79	71,789	2,406	8,946	3,575	81,428	230,220
H24	30,272	20,313	11,370	83	72,053	2,393	8,528	3,584	81,625	230,220

注 1) その他は、地目が墓地、水道用地、保安林、公園等を表す。

注 2) 四捨五入の関係で、合計が合わない年がある。(出典：南房総市統計書)

グラフ 2-5 平成 24 年の土地利用状況



## 8. 気候

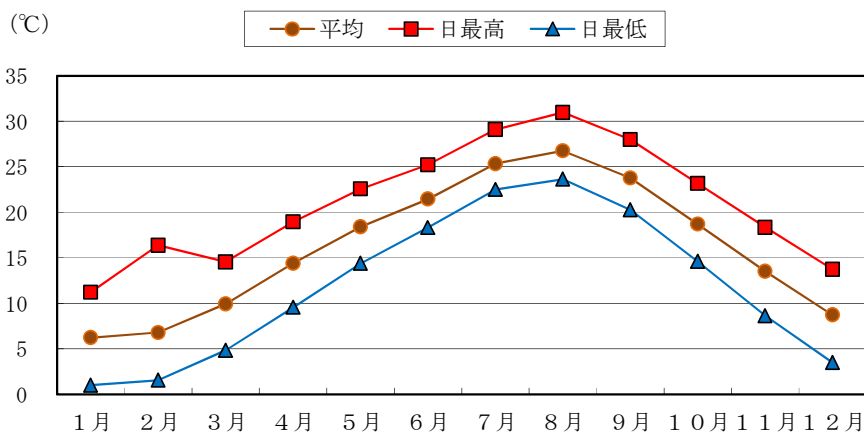
本市はアメダス等の観測施設はないため、館山及び鋸南アメダスのデータとした。

### (1) 気温

平成 6 年から平成 25 年の過去 20 年の月平均気温、日最高気温及び日最低気温をグラフ 2-6 に示す。

同じ期間の年平均気温は 16.2℃であり、日最高気温は、平成 6 年 8 月 3 日の 36.6℃で、日最低気温は平成 8 年 2 月 3 日の -5.4℃であった。

グラフ 2-6 過去 20 年の平均気温及び日最高、日最低気温



(館山アメダス)

## (2) 降水量

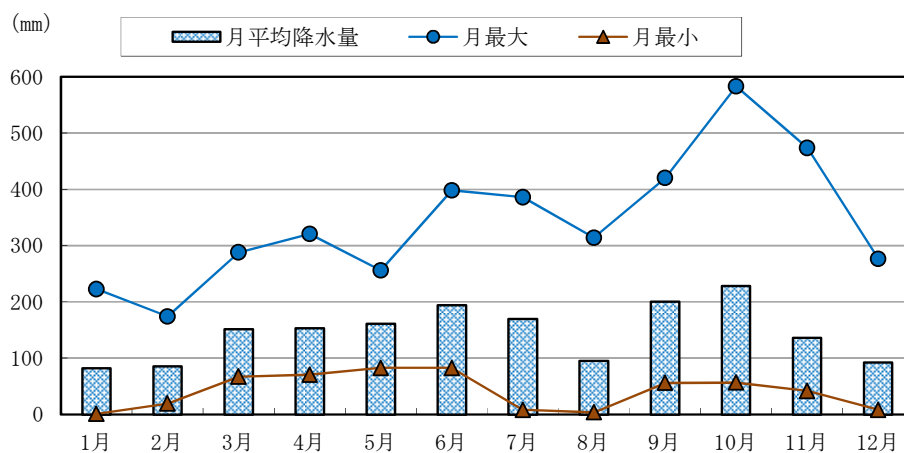
平成 6 年から平成 25 年の過去 20 年の月間降水量の平均と月最大降水量及び月最小降水量をグラフ 2-7 に示す。(館山アメダス)

また、同じ期間の年間降水量をグラフ 2-8 に示すが、館山の方がやや多い傾向にある。(館山及び鋸南アメダス)

この間の館山アメダスの日最大降水量は平成 8 年 9 月 22 日の 314mm で、1 時間最大降水量は平成 14 年 12 月 4 日の 73mm であった。

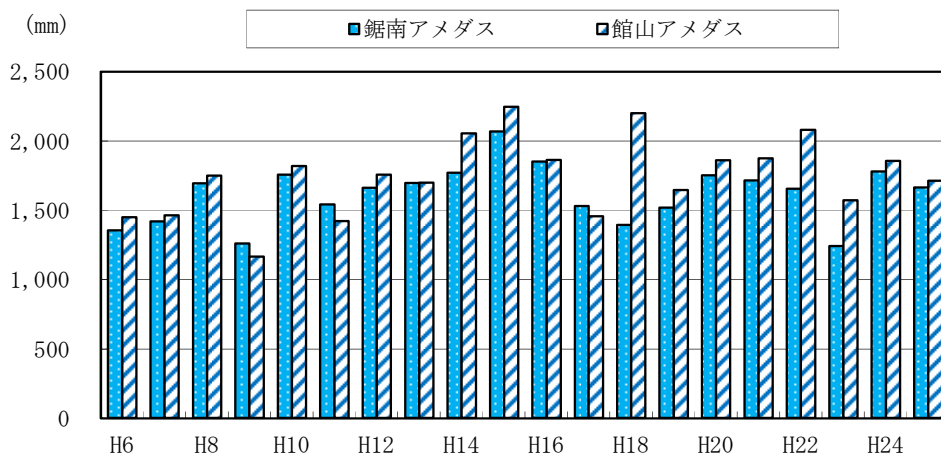
また、この間の館山アメダスの年間降水量の平均は 1,746mm で、最大は平成 15 年の 2,246mm、最小は平成 9 年の 1,164mm であった。積雪量は、昭和 59 年 2 月に 10cm の記録がある。

グラフ 2-7 過去 20 年の月平均降水量及び月間最大及び最小降水量



(館山アメダス)

グラフ 2-8 過去 20 年の年間降水量



(館山及び鋸南アメダス)

## (3) 風速

平成 6 年から平成 25 年の過去 20 年の風速は、最大風速が平成 8 年 9 月 22 日の 20.5m/秒、瞬間最大風速は同日の 44.5m/秒であった。

また、平均風速は 2.6m/秒～3.5m/秒である。

## 9. 河川等の水質状況

### (1) 本市の河川

図 2-4 に千葉県的主要河川を示す。本市には、岩井川・大川、岡本川・福沢川、平久里川、山名川、増間川、大谷川、長尾川、馬喰川、川尻川、瀬戸川、丸山川、温石川、三原川、長者川等が流れている。

### (2) 水質測定点

千葉県では毎年水質測定を行っている。表 2-9 に本市内で水質調査を行っている河川、調査箇所、年間調査回数及び水質類型を示す。なお、川尻川は類型指定がない。

表 2-9 河川水質調査箇所

河川	採水箇所	回数	類型
増間川	池田橋	毎月	A
三原川	三原橋	毎月	A
三原川	小向浄水場取水口	4回/年	A
丸山川	朝夷橋	毎月	B
瀬戸川	瀬戸川橋	毎月	B
川尻川	川尻橋	4回/年	—
長尾川	上水道取水口	毎月	A



図 2-4 千葉県の河川図 (出典：水のはなし (2014 千葉県))

(3) 千葉県の水質類型と環境基準

千葉県の水質類型のうち、A～C類型の環境基準を表 2-10 に示す。

表 2-10 河川類型による環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2 mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/ 100mL 以下
		8.5 以下	以下	以下	以上	
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/L	25mg/L	5 mg/L	5,000MPN/ 100mL 以下
		8.5 以下	以下	以下	以上	
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/L	50mg/L	5 mg/L	—
		8.5 以下	以下	以下	以上	

#### (4) 河川の水質

平成 10 年、平成 15 年及び平成 20 年から平成 24 年の河川水質を本項の最後の表 2-11 から表 2-17 に示す。

水質測定値と水質類型の比較を次に示す。なお、川尻川は類型指定がないため、C 類型で比較した。

##### ① 増間川（池田橋）、三原川（三原橋、小向浄水場取水口）の BOD 及び COD

グラフ 2-9 にこれらの採水箇所での BOD 及び COD の年平均を示す。

両河川共に A 類型であり、BOD の環境基準は、2mg/L 以下であるが平成 24 年の三原橋の BOD の平均値は、基準値を上回っている。

##### 1. 増間川の状況（表 2-11 参照）

pH は、環境基準以上の 8.5 以上となる場合がある。BOD は全て基準値以下である。SS は、まれに基準値を上回る場合があるが、濁水時の可能性もある。大腸菌群数は、多くが基準値以上である。

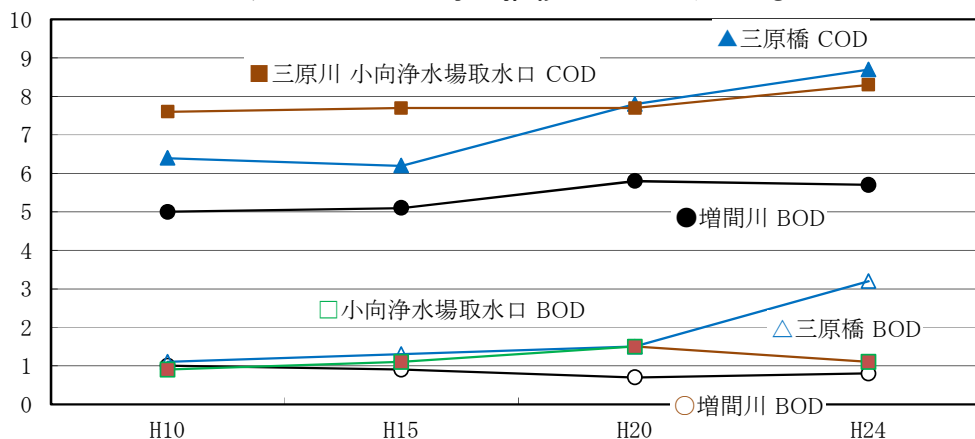
##### 2. 三原川（三原橋）の状況（表 2-12 参照）

pH は、まれに環境基準以上の 8.5 以上となる場合がある。BOD は、平成 15 年以後の最大値は、毎年基準値以上の値である。SS の最大値もほぼ毎年基準値以上であるが、濁水時の可能性もある。大腸菌群数は、多くが基準値以上である。

##### 3. 三原川（小向浄水場取水口）の状況（表 2-13 参照）

pH は、まれに環境基準以上の 8.5 以上となる場合がある。BOD は、まれに基準値を上回る場合がある。SS の最大値は多くの年が基準値以上であるが、濁水時の可能性もある。大腸菌群数は、多くが基準値以上である。

**グラフ 2-9 増間川（池田橋）、三原川（三原橋、小向浄水場取水口）の BOD 及び COD の平均の推移**（単位：mg/L）

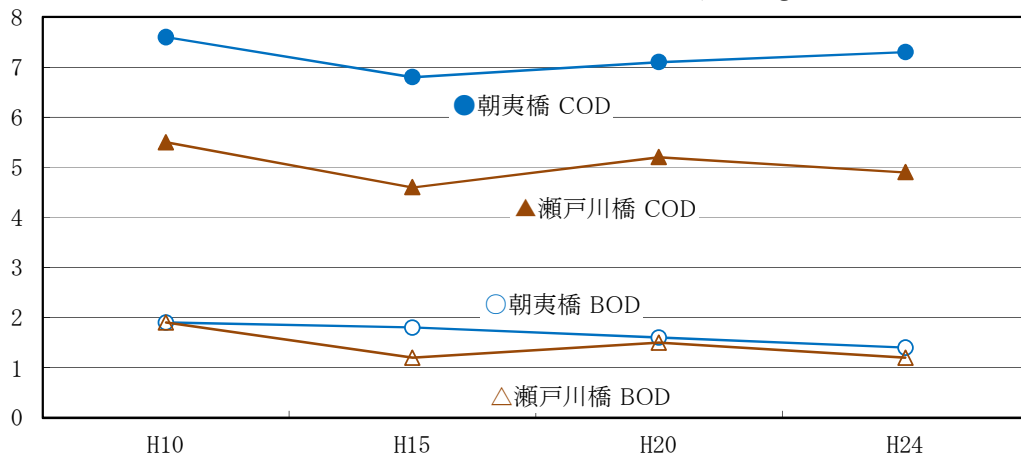


##### ② 丸山川（朝夷橋）、瀬戸川（瀬戸川橋）の BOD 及び COD

グラフ 2-10 にこれらの採水箇所での BOD 及び COD の平均を示す。

両河川共に B 類型で、BOD は、3mg/L 以下であり、各年の平均は両地点とも基準値以下である。

グラフ 2-10 丸山川（朝夷橋）、瀬戸川（瀬戸川橋）  
の BOD 及び COD の平均の推移 （単位：mg/L）



1. 丸山川（朝夷橋）の状況（表 2-14 参照）

pH は、全て基準値以内である。BOD は、まれに基準値を上回ることがある。SS の最大値は多くの年が基準値以上であるが、濁水時の可能性もある。大腸菌群数は、多くが基準値以上である。

2. 瀬戸川（瀬戸川橋）の状況（表 2-15 参照）

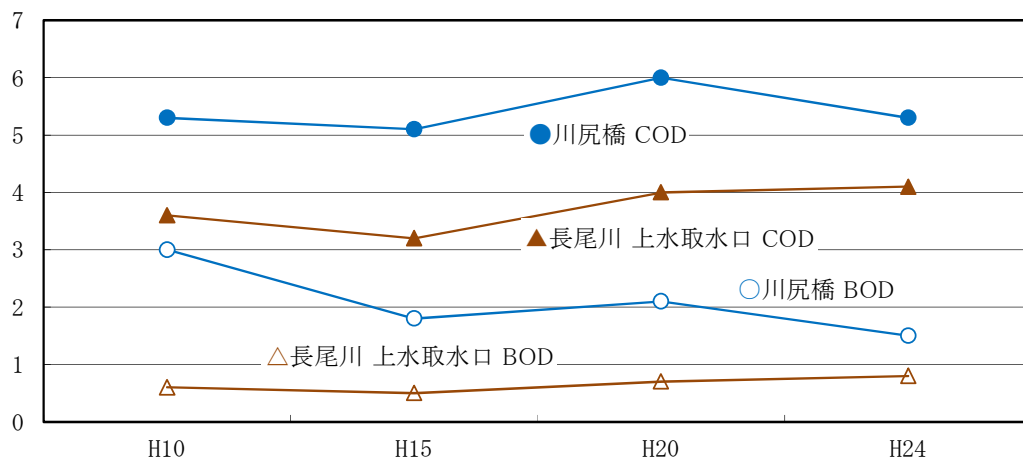
pH は、全て基準値以内である。BOD は、まれに基準値を上回る場合がある。SS も、まれに基準値以上の場合があるが、濁水時の可能性もある。大腸菌群数は、多くが基準値以上である。

③ 川尻川（川尻橋）、長尾川（上水道取水口）の BOD 及び COD

グラフ 2-11 にこれらの採水箇所の BOD 及び COD の平均を示す。

川尻川は類型指定がないため、C 類型で判断し、BOD は 5mg/L 以下とした。また、長尾川は A 類型で、BOD は、2mg/L 以下であり、各年の平均は両地点とも基準値以下である。

グラフ 2-11 川尻川（川尻橋）、長尾川（上水道取水口）  
の BOD 及び COD の平均の推移 （単位：mg/L）



1. 川尻川（川尻橋）の状況（表 2-16 参照）

pH 及び SS は、全て基準値以内である。BOD は、まれに基準値を上回る場合がある。大腸菌群数は、基準値はない。

2. 長尾川（上水道取水口）の状況（表 2-17 参照）

pH、BOD 及び SS は、全て基準値以内である。大腸菌群数は、多くが基準値を超えている。

表 2-11 増間川（池田橋）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	>30	8.1	1.0	5.0	3	4,900	1.0	0.17
	最小	>30	7.7	<0.5	4.1	<1	130	0.73	0.12
	最大	>30	8.6	2.0	5.7	9	33,000	1.5	0.22
H15	平均	28.8	8.0	0.9	5.1	5	6,400	1.1	0.17
	最小	15.0	7.6	<0.5	3.9	<1	94	0.49	0.11
	最大	>30	8.6	1.2	6.8	35	49,000	1.8	0.22
H20	平均	>30	8.0	0.7	5.8	4	13,000	0.99	0.18
	最小	>30	7.7	<0.5	4.2	<1	790	0.54	0.14
	最大	>30	8.1	1.0	8.8	11	49,000	0.4	0.22
H21	平均	>30	8.1	0.8	5.9	4	6,400	0.83	0.17
	最小	>30	7.8	<0.5	4.9	1	79	0.34	0.10
	最大	>30	8.7	1.2	7.7	16	17,000	1.2	0.20
H22	平均	29.2	8.1	0.8	5.7	5	4,900	0.9	0.17
	最小	20.5	7.7	<0.5	3.7	<1	33	0.52	0.14
	最大	>30	8.9	1.1	8.2	28	17,000	1.7	0.25
H23	平均	>30	8.4	0.7	5.5	2	4,200	0.73	0.22
	最小	>30	7.9	<0.5	4.1	<1	79	0.42	0.13
	最大	>30	8.7	1.6	7.3	8	13,000	1.1	0.30
H24	平均	>30	8.2	0.8	5.7	2	2,700	0.78	0.21
	最小	>30	7.7	<0.5	3.9	<1	2,300	0.34	0.16
	最大	>30	8.5	1.8	8.3	7	7,900	1.4	0.31

注) 網掛け部分は、基準値を超えている値である。(以下、表 2-17 まで同様)



表 2-12 三原川（三原橋）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	27.3	8.0	1.1	6.4	13	9,100	1.5	0.19
	最小	12.0	7.8	0.7	4.6	3	700	1.1	0.15
	最大	>30	8.3	1.8	8.7	34	49,000	2.1	0.22
H15	平均	27.3	8.1	1.3	6.2	16	18,000	1.7	0.19
	最小	5.0	7.7	0.8	4.8	2	490	1.3	0.16
	最大	>30	8.5	2.8	8.0	73	49,000	2.4	0.23
H20	平均	26.0	8.1	1.5	7.8	14	20,000	1.7	0.39
	最小	7.5	7.9	0.7	6.3	1	490	1.1	0.21
	最大	>30	8.3	3.0	14	81	110,000	2.4	1.1
H21	平均	26.6	8.1	1.7	7.8	14	17,000	1.2	0.24
	最小	14.0	7.8	0.6	5.3	2	1,700	0.85	0.13
	最大	>30	8.8	3.7	10	37	79,000	1.4	0.36
H22	平均	27.1	8.0	1.8	7.5	9	23,000	1.4	0.31
	最小	21.5	7.7	0.7	4.1	1	1,100	1.0	0.16
	最大	>30	8.4	4.5	12	22	130,000	1.6	0.59
H23	平均	24.9	8.1	1.8	7.7	25	30,000	1.7	0.41
	最小	6.0	7.8	0.9	5.4	4	1,300	1.1	0.22
	最大	>30	8.3	3.2	9.9	140	220,000	2.4	0.97
H24	平均	24.4	8.0	3.2	8.7	15	28,000	1.3	0.25
	最小	15.0	7.7	0.5	5.6	7	940	0.9	0.15
	最大	>30	8.5	11	17	31	240,000	1.8	0.49

表 2-13 三原川（小向取水口）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	23.0	7.4	0.9	7.6	15	140	1.5	0.15
	最小	17.0	7.2	0.6	6.7	11	23	1.2	0.11
	最大	>30	7.5	1.6	8.1	19	330	1.7	0.17
H15	平均	17.0	7.5	1.1	7.7	75	5,200	1.3	0.16
	最小	3.0	7.4	<0.5	6.0	12	130	1.0	0.1
	最大	>30	7.6	1.7	10	230	17,000	1.5	0.26
H20	平均	23.8	8.0	1.5	7.7	12	950	4.0	0.14
	最小	21.0	7.5	1.0	6.1	8	46	0.64	0.095
	最大	>30	8.8	2.7	10	19	2,800	1.2	0.1
H21	平均	25.8	7.8	1.2	8.6	16	13,000	1.0	0.15
	最小	14.0	7.6	0.8	7.3	10	79	0.87	0.12
	最大	>30	8.0	1.5	9.9	31	28,000	1.3	0.20
H22	平均	22.5	7.5	1.6	8.6	14	2,800	1.1	0.15
	最小	8.0	7.5	0.6	7.2	3	49	1.0	0.11
	最大	>30	7.5	2.4	11	33	7,900	1.2	0.18
H23	平均	23.8	7.9	0.9	8.5	10	49,000	1.2	0.16
	最小	16.0	7.6	0.7	6.9	1	230	0.93	0.12
	最大	>30	8.4	1.2	9.2	19	170,000	1.5	0.17
H24	平均	16.1	7.6	1.1	8.3	28	5,000	1.1	0.16
	最小	7.5	7.5	0.9	6.7	3	790	0.93	0.12
	最大	>30	7.8	1.2	10	48	17,000	1.2	0.18

表 2-14 丸山川（朝夷橋）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	25.7	8.1	1.9	7.6	18	12,000	1.8	0.30
	最小	10.0	7.8	1.2	5.9	5	330	1.2	0.26
	最大	>30	8.3	3.3	9.8	44	33,000	2.8	0.33
H15	平均	24.1	8.1	1.8	6.8	19	15,000	1.9	0.25
	最小	7.0	7.7	0.8	5.5	2	220	1.4	0.18
	最大	>30	8.4	2.4	8.3	50	49,000	2.4	0.30
H20	平均	26.1	8.0	1.6	7.1	16	19,000	1.7	0.28
	最小	11.0	7.8	0.9	6.0	6	490	0.83	0.20
	最大	>30	8.3	2.8	8.9	31	79,000	2.6	0.40
H21	平均	29.8	7.9	2.2	5.3	8	21,000	1.0	0.10
	最小	28.0	7.6	0.9	3.7	3	790	0.88	0.08
	最大	>30	8.2	3.4	6.7	18	79,000	1.2	0.12
H22	平均	22.8	8.1	1.6	7.4	21	27,000	1.7	0.28
	最小	5.0	7.8	0.6	4.6	2	2,200	1.1	0.20
	最大	>30	8.4	2.6	9.9	60	70,000	2.2	0.40
H23	平均	22.1	8.1	1.3	7.3	26	20,000	1.7	0.33
	最小	7.0	7.9	<0.5	4.9	3	1,400	1.2	0.19
	最大	>30	8.4	2.5	10	60	79,000	2.3	0.42
H24	平均	20.5	8.0	1.4	7.3	29	14,000	1.7	0.01
	最小	5.5	7.9	0.5	4.9	5	1,300	1.4	0.003
	最大	>30	8.3	3.7	10	73	33,000	2.8	0.017

表 2-15 瀬戸川（瀬戸川橋）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	26.4	7.9	1.9	5.5	14	25,000	3.4	0.17
	最小	10.0	7.8	0.7	4.0	3	1,100	3.0	0.15
	最大	>30	8.1	3.8	7.8	65	79,000	3.9	0.23
H15	平均	29.6	8.0	1.2	4.6	6	17,000	2.4	0.14
	最小	25.0	7.9	<0.5	3.2	1	2,400	2.0	0.11
	最大	>30	8.1	2.3	7.3	16	49,000	3.1	0.18
H20	平均	29.6	8.1	1.5	5.2	8	23,000	2.0	0.15
	最小	25.0	7.9	0.8	4.3	1	3,300	1.5	0.10
	最大	>30	8.5	2.4	7.2	18	130,000	2.2	0.20
H21	平均	29.8	8.2	1.2	5.7	7	15,000	1.7	0.14
	最小	28.0	8.0	<0.5	3.8	1	1,100	1.3	0.11
	最大	>30	8.4	2.1	9.2	18	79,000	2.2	0.17
H22	平均	28.5	8.1	1.2	5.4	6	23,000	1.9	0.13
	最小	20.5	7.8	0.6	2.9	1	1,700	1.5	0.10
	最大	>30	8.2	2.8	9.8	15	79,000	2.3	0.18
H23	平均	29.0	8.1	1.2	4.9	6	14,000	1.7	0.16
	最小	23.0	8.0	<0.5	3.4	1	1,700	1.2	0.11
	最大	>30	8.3	2.3	7.9	16	33,000	2.0	0.23
H24	平均	29.3	8.1	1.2	4.9	5	11,000	1.6	0.14
	最小	22.0	7.9	<0.5	3.5	1	1,300	1.3	0.10
	最大	>30	8.2	3.2	7.8	20	49,000	1.8	0.25

表 2-16 川尻川（川尻橋）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	>30	7.9	3.0	5.3	6	33,000	1.4	0.18
	最小	>30	7.8	0.9	3.9	2	13,000	0.92	0.11
	最大	>30	8.0	7.4	7.0	12	49,000	2.0	0.29
H15	平均	>30	8.1	1.8	5.1	4	32,000	1.6	0.15
	最小	>30	7.9	0.9	3.3	1	7,000	1.5	0.11
	最大	>30	8.2	3.5	9.1	10	79,000	1.7	0.18
H20	平均	>30	8.0	2.1	6.0	4	63,000	1.5	0.18
	最小	>30	7.8	1.1	4.8	1	28,000	1.2	0.13
	最大	>30	8.2	3.3	8.9	6	140,000	1.7	0.20
H21	平均	>30	8.1	1.3	5.6	4	35,000	1.1	0.15
	最小	>30	7.9	1.0	6.0	2	2,800	0.91	0.12
	最大	>30	8.2	1.7	6.5	6	79,000	1.5	0.20
H22	平均	>30	8.1	1.7	5.0	4	29,000	1.2	0.14
	最小	>30	7.9	1.4	3.3	1	13,000	0.92	0.11
	最大	>30	8.2	2.0	7.7	8	35,000	1.4	0.20
H23	平均	27.0	8.1	1.8	6.0	6	19,000	1.3	0.20
	最小	18.0	7.8	0.5	4.0	1	4,900	1.0	0.10
	最大	>30	8.5	4.1	9.0	7	33,000	2.0	0.29
H24	平均	>30	8.1	1.5	5.3	6	43,000	1.3	0.17
	最小	>30	7.9	0.9	3.4	3	3,300	0.92	0.11
	最大	>30	8.2	2.9	8.1	10	130,000	1.6	0.22

表 2-17 長尾川（上水取水口）の水質

		透視度	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全リン
		cm	—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
H10	平均	>30	8.0	0.6	3.6	1	5,400	0.57	0.059
	最小	>30	7.7	<0.5	2.4	<1	800	0.45	0.051
	最大	>30	8.2	1.0	4.4	3	49,000	0.65	0.068
H15	平均	>30	8.1	0.5	3.2	1	5,800	0.63	0.051
	最小	>30	7.9	<0.5	1.8	<1	170	0.46	0.046
	最大	>30	8.2	0.7	5.4	3	49,000	0.90	0.063
H20	平均	>30	8.1	0.7	4.0	2	3,300	0.63	0.520
	最小	>30	7.9	<0.5	3.1	<1	230	0.50	0.038
	最大	>30	8.4	1.1	6.7	11	17,000	1.0	0.071
H21	平均	>30	8.2	0.7	4.2	1	14,000	0.54	0.046
	最小	>30	7.9	<0.5	2.4	<1	170	0.44	0.039
	最大	>30	8.3	1.3	7.6	3	130,000	0.72	0.061
H22	平均	>30	8.1	0.7	3.9	1	9,200	0.53	0.048
	最小	>30	7.9	<0.5	2.2	<1	130	0.43	0.033
	最大	>30	8.3	1.2	7.1	3	54,000	0.74	0.069
H23	平均	>30	8.1	0.6	3.6	1	3,300	0.71	0.055
	最小	>30	8.0	<0.5	2.6	<1	170	0.45	0.032
	最大	>30	8.3	1.0	4.4	1	13,000	0.93	0.082
H24	平均	>30	8.1	0.8	4.1	2	3,700	0.78	0.005
	最小	>30	7.7	<0.5	2.5	<1	230	0.51	<0.003
	最大	>30	8.2	0.7	5.5	5	17,000	1.30	0.012

## 10 基準値

### (1) 水質基準

千倉衛生センター及び堤ヶ谷クリーンセンターの放流水質の設計基準値及び法令排出基準値を表 2-18 に示す。

**表 2-18 放流水質の設計基準及び法令基準**

項目	単位	千倉衛生センター		堤ヶ谷クリーンセンター	
		設計基準	法令基準	設計基準	法令基準
pH	—	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD	mg/L	5	30	10	—
COD	mg/L	5	—	10	10
SS	mg/L	5	70	10	20
T-N	mg/L	10	120(60)	10	120(60)
T-P	mg/L	1	16(8)	1	16(8)
色度	度	30	—	30	—
大腸菌郡数	個/mL	1,000	3,000	1,000	3,000

注) 数値は最大値を示し、( )内は、日間平均を表す。

### (2) 騒音及び振動

#### ① 騒音規制値

本市公害防止条例より、敷地境界における騒音の基準値を 2-19 に示す。

**表 2-19 本市条例の規制基準**

時間の区分 区域の区分	昼間 8:00～19:00	朝夕 6:00～8:00 及び 19:00～22:00	夜間 22:00～翌朝 6:00
南房総市全域	60 dB	55 dB	50 dB